

(緊急連絡) 5月9日(土)開催予定の 自治会定例役員会の「中止」について

新型コロナウイルスの影響により、緊急事態宣言が全国に発令され、更なる自粛要請の中で、村岡市民の家の利用中止も“5月31日”迄延長されました。そこで、当自治会の定例役員会の開催を中止せざるを得ない状況になった為、その対応についてご連絡します。

◆自治会会費集金と班名簿による入退会等の確認

1) 終了している場合

●班長さんは、組長さんへお渡し下さい。

その時は、次の書面も一緒に添付して下さい。

①自治会費集金集計票〔必須〕

②入退会届（入退会があった場合のみ）

③班名簿（記載内容に修正の必要な個所があった場合のみ）

*③については、修正後に別途改めて班名簿をお渡しします。

●組長さんは、会計の矢畑宅までお届けください。

届け先：弥勒寺3-24-1 ☎28-0986

2) 継続中の場合

継続して実施し、終了後は上記1)に従って行って下さい。

◆当面の自治会活動について

自治会の事業計画に沿って、活動スケジュールに記載する行事やイベント等の予定日時を検討中です。

当面の活動の進め方としては、**連絡や依頼、検討事項**があれば、次の方法で行いたいと思います。

●各組長を通じて、班長へ書面で通知

依頼と検討事項については、回答をお願いする内容もありますので、その時はよろしくお願いします。

◆自治会ホームページの活用促進のお願い

利用できる環境をお持ちの方は、紙の「回覧」や「掲示板」と合わせて情報発信の手段として、引続き活用促進を図っていますので、ご利用下さい。

以上